

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 7 年 8 月 20 日

京都府警察本部長 吉越 清人

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

- ア 西ブロック放置車両確認事務 一式
- イ 北ブロック放置車両確認事務 一式
- ウ 中ブロック放置車両確認事務 一式
- エ 東ブロック放置車両確認事務 一式
- オ 南ブロック放置車両確認事務 一式

(2) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで

(4) 履行場所

- ア (1) のアの事務
右京警察署及び西京警察署の管轄区域
- イ (1) のイの事務
上京警察署及び北警察署の管轄区域
- ウ (1) のウの事務
中京警察署及び下京警察署の管轄区域
- エ (1) のエの事務
川端警察署、東山警察署及び下鴨警察署の管轄区域
- オ (1) のオの事務
伏見警察署、山科警察署及び南警察署の管轄区域

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3
京都府警察本部総務部会計課出納係
電話075-451-9111 内線2217

(2) 仕様書の交付場所

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3
京都府警察本部交通部交通指導課駐車管理センター
電話075-451-9111 内線5301

(3) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和7年8月20日（水）から令和7年9月1日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 入札説明書

a 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（http://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html）からダウンロードすること。

b やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

(イ) 仕様書

アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(2)の場所に問い合わせの上、入手すること。

(4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

令和7年8月21日（木）午後2時から

イ 場所

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部本館入札室

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税及び地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 1の(1)の委託業務を確実に履行することができると認められる者以外の者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次の(ア)から(キ)までのいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴

力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び (ア) から (カ) までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 道路交通法（昭和35年法律第 105号。以下「道交法」という。）第51条の 8 第 1 項の規定による京都府公安委員会の登録を受けた法人であること（道交法第51条の 9 の規定による京都府公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。）。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府警察本部長（以下「警察本部長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した申請書に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

2 の (3) のアに同じ。

イ 提出場所

2 の (1) に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）の間に提出すること。

(イ) 郵便により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

エ 添付書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(ア) 商業登記法（昭和38年法律第 125号）第10条第 1 項に規定する登記事項証明書

(イ) 府税納税証明書

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書

(エ) 営業経歴書

(オ) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等）

(カ) 取引使用印鑑届

(キ) 権限を営業所長等に委任する場合は、委任状及び受任者の身分証明書

(ク) 役員等調書

(ケ) 京都府放置車両の確認事務の委託の手續等に関する規則（平成18年京都府公安委員会規則第14号）に規定する登録（更新）通知書の写し

オ 書類等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する書類等の提出を求めることがある。

カ 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

キ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、1 の（1）の委託業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7 による資格審査の結果を通知した日から令和10年 9 月30 日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書を提出した者（6 の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を警察本部長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 法人の所在地

- (3) 営業所等の名称又は所在地
- (4) 代理人
- (5) 代表者の氏名
- (6) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のア又はイのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3並びに4の（1）のア、オ及びカに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができる警察本部長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。
 - ア 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
 - イ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人
- (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他警察本部長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が、入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、当該参加資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にし、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後3年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1 の (1) のアの事務

令和 7 年 9 月 17 日 (水) 午前 10 時

(イ) 1 の (1) のイの事務

令和 7 年 9 月 17 日 (水) 午前 10 時 15 分

(ウ) 1 の (1) のウの事務

令和 7 年 9 月 17 日 (水) 午前 10 時 30 分

(エ) 1 の (1) のエの事務

令和 7 年 9 月 17 日 (水) 午前 10 時 45 分

(オ) 1 の (1) のオの事務

令和 7 年 9 月 17 日 (水) 午前 11 時 00 分

イ 場所

2 の (4) のイに同じ。

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 10 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3 に掲げる者又は 4 に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 に相

当する額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の 100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第 159条第 2 項第 1 号、第 3 号又は第 7 号に該当する場合は、免除する。

15 その他

- (1) この入札の実施については、1 から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。